

令和5年1月18日

犬山市長 原 欣 伸 様

犬山市国民健康保険運営協議会
会長代行 久 世 高 裕

犬山市国民健康保険税の税率の改定等について（答申）

令和4年7月21日付けで諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。

（令和4年度 答申）

答 申

昨年度の運営協議会では、国民健康保険税について、愛知県に支払う事業費納付金試算値の急増により、約30%の負担増となることが推測されるという結果となり、苦渋の決断であったが3年間にわたる段階的増税を答申したところである。

今年度の協議会では、昨年度までの議論を土台としつつ、令和5年度の国民健康保険税の税率等について、市民生活への影響を最小限とすることを優先に議論を重ねてきたが、国民健康保険事業運営のためには、直近である来年度の増税は避けられないという決断に至り、下記のとおり答申する。

しかしながら、未だコロナは収束せず、加えて世界的な経済情勢の激変により、光熱費を始め物価は急上昇し、市民生活を取り巻く状況は一層厳しくなっている。このため、令和6年度以降については、国保財政運営の安定を保険税の増税のみに求めることは、容認しがたい状況にある。これまでのように国や県への財政支援の働きかけを継続する一方で、新たに市も全庁的に知恵を出し合い、保険税負担の急増を抑制するしくみの構築を求めるものである。

記

1. 令和5年度の税率改定においては、全体の課税総額を9.5%引き上げる。
2. 賦課限度額は、現行の法定限度額まで引き上げる。
3. 応益応能割合は、愛知県の国保運営方針に準拠し、概ね「応益：応能＝45：55」とする。
4. 令和6年度以降の国保運営の財源については、保険税負担増に求めるばかりではなく、これまでの国民健康保険事業基金の活用とともに、全庁的な工夫により確保を図る。
5. 激変緩和を実施しながらの増税期間中は、国民健康保険特別会計の財政状況や国・県の動向などを踏まえ、毎年税率等の上げ幅について検討する。
6. 前年度運営協議会からの申し送り事項である「市独自の子どもの均等割負担軽減」については、現行では事実上国の方針に従わざるを得ない状況であることから、拡大は断念するが、引き続き国へ制度の拡大を求めていく。

<税率等の改定参考値>

税区分		所得割	均等割額	平等割額	賦課限度額
基礎課税 (医療)分	改定前	6.30%	20,640円	20,160円	630,000円
	改定後	7.25%	23,700円	23,800円	650,000円
後期高齢者 支援分	改定前	2.95%	9,360円	8,640円	190,000円
	改定後	2.95%	9,360円	8,640円	200,000円
介護納付金 分	改定前	2.00%	8,400円	6,240円	170,000円
	改定後	2.47%	9,400円	7,000円	170,000円